

第二條 本會ハ本邦及海外ニ在リテ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

第四條 本部委員

第十一條 本會員ハ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

第十二條 本會員ハ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

第十三條 本會員ハ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

第十四條 本會員ハ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

第十五條 本會員ハ本會ノ宗旨ヲ達スルニ必要ナル活動ヲ爲スルコトヲ以テ其ノ目的ヲ定メテ組織スルベシ

五 各部委員會

第十三條 一大會ハ本會最高機關ニシテ本部役員及各支部選出代議員ヲ以テ組織シ毎年一回委員長之ヲ召集シ議長ハ委員長之ヲ任ス

一 大會ハ定員ノ三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ス但シ本部委員會ノ必要ト認メタル時及ハ代議員三分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ臨時大會ヲ開クコトヲ得

二 大會ノ代議員ハ支部ヨリ選出スルモノニシテソノ選出標準左ノ通り

會員三十名未滿一名以下三十名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増スコト但シ大會二週間以前ニ改選スルモノトス

第十四條 本部委員會ハ本部委員會ハ本部役員本部委員及支部長ヲ以テ組織シ大會開會中ノ決議機關ニシテ重要事項ヲ審議決定スルモノニシテ執行委員會ノ必要ト認メタルトキ又ハ本部委員三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ開會スル事ヲ得

一 以上ノ要求アリタルトキハ開會スル事ヲ得